

消費者被害注意情報

202002号

令和2年8月27日
 島根県消費者センター
 空岡(啓発)・坪内(相談)
 Tel:0852-22-5103
 Fax:0852-32-5918
 E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

健康食品に関連した相談が増えています

コロナ禍でインターネット通販等を利用する機会が増えているなか、ダイエット目的で健康食品を購入し摂取したところ、摂取後に下痢などの症状が生じたといった相談が寄せられています。

また、それに関連して「一回のつもりが定期購入になっていた」という相談も増加しています。

実際に寄せられた相談事例

◆インターネット通販でダイエットサプリを注文し、使用したところ、体が熱くなり、次第に下痢の症状が出た。病院で受診したところ、すぐに使用を中止するように言われた。

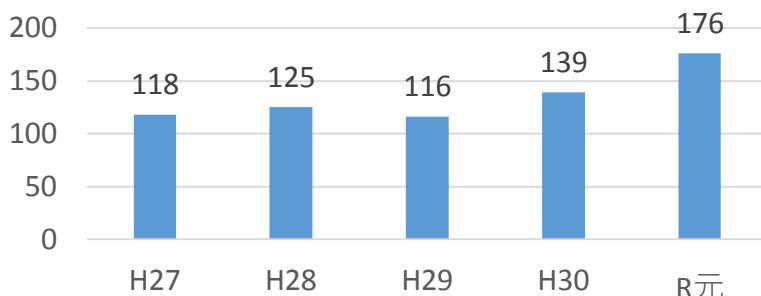
◆1回だけのつもりで健康食品を注文したら、実際は4回の定期購入になっていた。解約したい。

消費者センターからのアドバイス



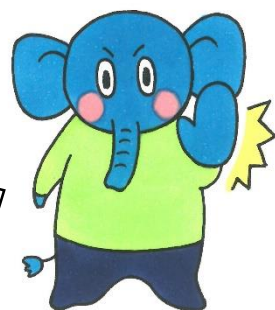
- 健康食品の摂取後に下痢等の体調不良が生じた場合は、速やかに使用を控え、最寄りの医療機関や保健所に相談してください。
- ネット通販では、申し込む前に次の点をよく確認してください。
 ・「定期購入が条件となっていないか」「支払総額はいくらか」など**契約内容の確認**
 ・「解約・返品の可・不可、時期、状態」などの**解約条件の確認**
- 申込画面や事業者に連絡した記録は**スクリーンショットを撮る**などして残しておきましょう。

〔参考〕 県消費者センターに寄せられた健康食品に関する苦情相談件数



健康食品の無理な摂取は禁物！

注文する前に支払総額はいくらかよく確認しよう！



島根県消費者センター
 マスコットキャラクター
 だまされないゾウくん

